

~~有 料 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書~~
~~有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書~~
~~特別の法人無料職業紹介事業変更届出書~~

① 令和 7 年 1 月 29 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) とうあさんぎょうしんこうきょうどうくみあい
② 申請・届出者・氏名 東亜産業振興協同組合
 だいひょうりじ さとうりゅうし
 代表理事 佐藤龍史

- ~~1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
~~2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
~~3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
~~4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
~~6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
~~8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号		0 7 - ユ - 3 0 0 2 7 3	
(ふりがな)		トウアサンギョウシンコウキョウドウクミアイ	
④氏名又は名称		東亜産業振興協同組合	
(ふりがな)		〒 9 6 0 - 8 1 5 2 電話 024 (545) 5640	
		フクシマケンフクシマシタイヘイジアザジゴヅカ	
		福島県福島市太平寺字兒子塚 4-1	
⑥事業所	(ふりがな) 名 称	トウアサンギョウシンコウキョウドウクミアイシヨクギョウシヨウカイジョ 東亜産業振興協同組合職業紹介所	
	(ふりがな) 所在地	福島県福島市太平寺字兒子塚 4-1	



⑦変 更 事 項	①地域 ②その他	
⑧変 更 前	①国内 ②求職者は「出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介」	
⑨ 変 更	①国内、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国 ②求職者は「国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介」	
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等		
⑪ 変更(廃止)年月日	2024年10月11日 2025年1月1日	
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	国外での職業紹介に業務を拡大したことによる	
⑭備 考	担当者：佐藤龍史 090-2601-1915	

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。